

令和8年4月1日～開始



## 白石町産後ケア事業

### (ショートステイ型・デイサービス型)

出産後の心や体のケアや休息等を産科医療機関で宿泊または日帰りで受けることができるサービスです。どちらも食事が提供（食事代は自己負担）され、授乳や抱っこなどの相談やアドバイスを受けることができます。利用にかかる料金の一部を町が負担します。

#### 利用できる方

- 令和8年4月1日以降に出産された白石町に住所（住民票）がある出産後1年未満の母子
- ※施設によって受け入れ可能な月齢が異なります
- ※母子ともに感染症の症状がなく、医療行為が必要ない方に限ります

#### 産後ケアの内容

- ・お母さんの休息・身体的ケア・心理的ケア
- ・授乳等の相談・支援
- ・育児（抱き方・沐浴・おむつ交換等）についての相談・支援
- ・休息のための児の預かり

#### ショートステイ（宿泊型）

利用料：1泊につき5,000円

※別途、食事代は自己負担となります

利用上限：7泊まで

利用施設：裏面参照

利用時間：1泊2日（10時～翌10時）

#### デイサービス（日帰り型）

利用料：1回につき1,000円

※別途、食事代は自己負担となります

利用上限：5回まで

利用施設：裏面参照

利用時間：6～7時間

- ・おむつやミルクを持ち込まない場合は別途料金がかかります。
- ・生活保護世帯の方は利用料が免除されます。（別途、食事代等は自己負担となります。）

#### 利用の流れ

- ① 白石町役場子ども課母子保健係へ「白石町産後ケア事業利用申請書」を提出する。  
電子申請も可能です。妊娠7か月から申請できます。
- ② 「白石町産後ケア事業利用券」を交付します。  
利用券は、窓口申請の場合はすぐに交付できます。  
※電子申請の場合は郵送するため、利用希望日の2週間前までに申請してください。
- ③ 利用希望の施設へ直接連絡し、希望するケアの内容や日程等をご相談ください。  
各施設の利用定員は1名程度です。希望日程で対応できない場合があります。
- ④ 産後ケアの利用  
利用中は施設の指示に従ってください。  
（準備するもの）白石町産後ケア事業利用券・母子健康手帳・マイナンバーまたは資格確認書  
ミルク、哺乳瓶、おむつ、おしりふき、着替え、その他施設からの指示された物